

令和7年度大阪市生野区高齢者食事サービス事業補助事業予定者募集要項

1 事業の目的

市内に居住するひとり暮らし高齢者等に対して食事を提供する事業（以下、「高齢者食事サービス事業」という。）を実施することにより、ひとり暮らし高齢者等の健康増進と地域社会との交流を深めることを目的とする。

2 利用対象者

本事業の利用対象者は、大阪市生野区内に居住する65歳以上の者（以下「高齢者」という。）であって次の（1）から（3）に掲げるいずれかに該当する者

- （1）ひとり暮らしの者
- （2）高齢者のみの世帯に属する者
- （3）上記に準じると市長が必要と認め、高齢者食事サービス委員会等の承認を得た者（※）

※

- ① 高齢者と義務教育修了前の児童のみの世帯に属する者
- ② 常時に高齢者の世話をする者がいない世帯に属する者

ただし、やむを得ない事情があり高齢者食事サービスを必要とする、大阪市生野区内に居住する60歳以上の者は、高齢者食事サービス委員会等の承認により当該サービスの利用を認める。

3 事業実施

（1）実施圏域

本事業の実施圏域は、おおむね小学校区を一つの単位エリアとし、本事業の補助金交付要綱制定以前から本事業が継続されている場合はその実施圏域とする。

なお、本事業の実施にあたっては複数のエリアでの事業の実施も可とする。

（2）組織

本事業の補助を受けようとする団体は、本事業の開始にあたり、実施圏域に居住する住民を含めた「高齢者食事サービス委員会」（以下、「委員会」という。）を組織すること。

委員会は、別紙「高齢者食事サービス委員会会則モデル」を参考に、委員会の運営について、必要な事項を定めること。

ただし、法人の定款により、法人が行う事業として高齢者を対象とした会食や配食を提供する事業が規定されている場合には、「委員会」を組織することを要しない。

（3）留意点

- ① 委員会は、本事業の実施地域において、集まりやすく公共性の高い地域集会所や老人憩の家、小学校の空き教室などを実施場所として、おおむね10人以上の利用者に対して、地域のボランティアの協力を得て会食または配食による食事サービス

をおおむね月 1 回以上定期的に行うこと。

- ② 本事業の実施にあたり、1 回あたり利用者 10 名に対してボランティアを少なくとも 2 名以上確保し、利用者が 10 名を超える場合は、利用者 15 名ごとにボランティアを少なくとも 1 名以上確保すること。
- ③ 食品衛生上、調理場の設備は清潔にして器具類はすべて殺菌消毒を行うよう努めること。また、献立は高齢者の嗜好を考慮し、変化を持たせ、栄養面についても充分配慮すること。

(4) 関係機関との連携

本事業の実施にあたり、区役所の関連部署、地域包括支援センター、民生委員など関係機関との連携を密にし、本事業への参加が望ましいと考えられる対象者の把握に努め、利用者の心身の健康状態等に応じて必要な関係機関につなげるとともに、欠席が続く利用者には、訪問等により状態を把握すること。

4 事業の実施期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

5 補助金

(1) 補助対象経費

大阪市生野区高齢者食事サービス事業補助金交付要綱の別表 2 に掲げる基準により算出された額とする。

(2) 補助額

大阪市生野区高齢者食事サービス事業補助金交付要綱の別表 3 に掲げる基準により算出された額とする。ただし、補助対象経費の総額の 2 分の 1 を上限とし、予算の範囲内で交付する。

(3) 利用者負担額

補助事業者は、利用者(会食におけるボランティアを含む)が事業を利用した場合、補助事業者が定める利用料を徴収しなければならない。ただし、利用料を無料と定めることはできない。

6 遵守事項

(1) 個人情報保護の取扱い

本事業の実施に際して入手した個人情報及びデータの管理にあたっては、「大阪市個人情報保護条例」の趣旨を踏まえ、適切に行うこと。

(2) 情報公開の対応

補助事業予定者は、「大阪市情報公開条例」の趣旨を踏まえ、事業の運営に関する情報を公開するため必要な措置を講じること。

(3) 法令等の遵守

本事業の実施にあたっては、次の関係法令等を遵守すること。

- ・「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」
- ・「大阪市生野区高齢者食事サービス事業補助金交付要綱」
- ・地方自治法
- ・地方自治法施行令
- ・大阪市個人情報保護条例
- ・大阪市情報公開条例
- ・その他関連法規

7 応募資格

応募受付時点において、次の各号に定める内容をすべて満たしていること。

- (1) 大阪市生野区内に所在地を有し、法人格を有する団体若しくは権利能力なき社団の要件を満たす団体であって、生野区内において高齢者を支援する地域福祉活動をおおむね定期的に月 1 回以上行っており、過去 3 年間のうち 1 年以上活動している実績があるか、令和 6 年度末で 1 年以上活動実績が見込まれること。また、権利能力なき社団の要件を満たす団体については、令和 7 年度において「高齢者食事サービス委員会」を組織し、事業の実施が可能であること。

なお、個人による応募は認めない。

- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 法人税、消費税及び地方消費税、本市の法人市民税、及び固定資産税を滞納していないこと。
- (4) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- (5) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。又は同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- (6) 役員等（その事業者の役員又はその支店若しくは営業所《常時契約を締結する事務所をいう。》を代表する者をいう。）に次の各号に該当する者がいないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成 3 年法律 77 号）《以下、「暴対法」という。》第 2 条第 2 号に規定する団体の構成員（暴対法第 2 条第 6 号に規定する者）
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- (7) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある者でないこと。
- (8) 民事再生法、会社更生法の適用を申請した法人等でないこと。
- (9) 宗教活動や政治活動を目的とした法人等でないこと。

8 失格事項

次の要件に該当した場合は、審査・選定の対象から除外する。

- (1) 審査・選定に関する不当な要求等を申し入れた場合
- (2) 応募申請書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 受付期間内に応募申請書類等が提出されなかった場合

- (4) 要項に違反又は著しく逸脱した場合
- (5) その他不正行為があった場合

9 応募申請手続き

(1) 受付期間

令和7年1月9日(木曜日)～令和7年1月31日(金曜日)
午前9時～午後5時(午後0時15分から午後1時までを除く)
但し、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する日を除く。

(2) 受付場所(担当)

生野区役所4階 地域まちづくり課

(3) 応募申請書類

次の必要書類を作成のうえ、持参により提出してください。
(郵送等による受付は行いません。)
なお、様式は生野区役所ホームページからダウンロードが可能です。

〔法人の場合〕

1. 大阪市生野区高齢者食事サービス事業補助事業予定者応募申請書(法人分)(様式1)
2. 高齢者食事サービス事業実施計画書(様式1-1)
3. 高齢者食事サービス委員会 役員名簿(様式1-2)
4. 高齢者食事サービス事業利用者(予定)名簿(様式1-3)
5. 高齢者食事サービス事業ボランティア名簿(様式1-4)
6. 定款
7. 法人登記事項証明書又は登記簿謄本(原本・発行後3か月以内のもの)
8. 印鑑証明書(原本・発行後3か月以内のもの)
9. 過去3年間のうち、1年以上の地域福祉活動の実施状況がわかる書類(事業報告書等)
10. 事業の実施エリアを表示した地図
11. 実施場所の位置がわかる地図
12. 法人税・消費税及び地方消費税に未納がない証明書(税務署発行、納税証明書「その3の3」)
※いずれも原本・発行後3か月以内のもの。非課税の理由で証明書を提出できない場合は、その旨を記載した「理由書」(様式任意)を提出すること。
13. 令和5年度・令和6年度の固定資産税の納税証明書及び直近2事業年度の法人市民税の納税証明書(市税事務所発行)
※いずれも原本・発行後3か月以内のもの。非課税等の理由で証明書を提出できない場合は、その旨を記載した「理由書」(様式任意)を提出すること。

14. 申立書（様式2）

〔法人以外の場合〕

1. 大阪市生野区高齢者食事サービス事業補助事業予定者応募申請書
（法人以外分）（様式1）
2. 高齢者食事サービス事業実施計画書（様式1-1）
3. 高齢者食事サービス委員会 役員名簿（様式1-2）
4. 高齢者食事サービス事業利用者（予定）名簿（様式1-3）
5. 高齢者食事サービス事業ボランティア名簿（様式1-4）
6. 高齢者食事サービス委員会会則
7. 過去3年間のうち、1年以上の地域福祉活動の実施状況がわかる書類（事業実施報告書等）
8. 事業の実施エリアを表示した地図
9. 実施場所の位置がわかる地図
10. 団体名義の通帳の写し（当該補助金の交付申請までに提出要）
11. 申立書（様式2）

（4） 応募申請にかかる注意事項

- ① 必ず、（2）受付場所（担当）に持参してください。
（郵送等による受付は行いません。）
- ② 応募申請書類の作成及び提出にかかる費用は、応募者の負担となります。
- ③ 応募申請書類は返却できません。また、選定後、応募申請書類等は無償で使用する場合があります。
- ④ 原則として、応募申請受付締切後の応募申請書類の再提出及び差し替えは認めません。
- ⑤ 応募申請書類については、「大阪市個人情報保護条例」の規定に基づき非公開とすべき箇所を除き、公開されることがあります。
- ⑥ 必要に応じ追加資料の提出を求める場合があります。
- ⑦ 応募申請書類を提出した後に辞退する際には、事前連絡のうえ、任意の様式により「辞退届」を提出してください。

10 補助事業予定者の選定

（1） 選定方針

当該申請者の事業運営が適正であること。本事業の趣旨・目的を十分理解し、事業全般にわたり良好な成果を収める見込みを有していること。

（2） 選定方法

提出された応募申請書類をもとに、選定方針に規定する要件を満たしているかどうかを審査し、要件を満たしていれば、補助事業予定者として決定します。

なお、一つの実施圏域において複数の団体から応募があり、いずれの団体も選定方

針に規定する要件を満たしている場合は、条件付で補助事業予定者と決定することがあります。

(3) 選定結果

選定結果は、すべての申請者に通知します。

1 1 その他注意事項

- (1) 応募申請書類に事実と異なる記載があった場合、選定を取り消すことがあります。
- (2) 提出された応募申請書類に関して、本市がヒアリングを実施することがあります。
- (3) 本募集は令和 7 年度予算の発効を条件としたものであり、当該事業予算について修正があった場合は、補助事業予定者の決定を取り消すことがあります。

1 2 応募申請書類受付 及び 問い合わせ

生野区役所 地域まちづくり課 (担当者: 児玉・長嶋・中土)

所在地: 大阪市生野区勝山南 3 丁目 1 番 19 号

電話番号: 06-6715-9010 FAX: 06-6717-1163

E-mail: to0002@city.osaka.lg.jp

スケジュール

事業開始までのスケジュールは以下の通り

スケジュール (予定)	内 容
令和 7 年 1 月 9 日 (木)	募集要項の公表、応募申請受付開始
令和 7 年 1 月 24 日 (金)	説明会
令和 7 年 1 月 31 日 (金) 午後 5 時	応募申請受付締切
令和 7 年 2 月上旬《予定》	補助事業予定者の決定
令和 7 年 2 月 13 日 (木)	補助金の交付申請の受付開始
令和 7 年 2 月 20 日頃《予定》	補助金の交付申請の受付締切

大阪市生野区〇〇地域高齢者食事サービス委員会会則モデル

(名称)

1. 本会は〇〇高齢者食事サービス委員会と称する。
2. 本会事務所を、〇〇〇〇（生野区〇〇〇-〇〇）に置く。

(目的)

3. 本会は〇〇地域のひとり暮らしの高齢者等に食事を提供することにより、高齢者の健康増進と地域社会との交流を深め、福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

4. 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - 1.) 会食（配食）による食事の提供
 - 2.) 食事サービス事業に関する調査・研究・広報
 - 3.) その他、目的達成に必要な事業

(役員)

5. 本会には次の役員を置く。

委員長	1名
副委員長	〇名
会計	〇名

(役員を選出)

6. 本会の役員は会員の互選とする。

(役員の仕事)

7. 役員の仕事は次のとおりとする。
 - 1.) 委員長は本会を代表し、会務を統括する。
 - 2.) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時は仕事を代行する。
 - 3.) 会計は本会の会計を掌る。

(役員の任期)

8. 役員の任期は 年とする。但し、再任を妨げない。

(委員会)

9. 委員会は次の事項について審議し、決定する。
 - 1.) 事業計画・予算・決算
 - 2.) 高齢者食事サービス事業の運営に関すること

(会議)

10. 委員会の会議は役員会と委員総会とし、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

(会計)

11. 本会の会計は、参加費、補助金、寄付金等をもって充てる。

本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

事業にかかる収支状況、経費の使途がわかる会計書類を整え、委員会に提出し、報告を行うなど会計の透明性の確保を行う。

附則

本会則は ○○年○○月○○日から施行する。